

感染防止対策と社会経済活動の両立に向けた協力要請等について

◎令和5年2月10日に国の基本的対処方針が一部変更されたことを受け、埼玉県及び蕨市では、マスク着用の考え方を見直しました。引き続き、市民の皆さま、事業者の皆さまに、以下のとおり協力を要請します。

◆実施期間

- ・当面の間 ※マスクの着用に関する見直し(別紙)については、3月13日(月)から適用

◆市民の皆さまへの要請等

- ・オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止対策(長時間の飲食を避ける、マスクの着用、定期的な換気、高齢者や基礎疾患のある方はいつも会う人と少人数で会うこと等)を徹底し、感染リスクを減らすようにしてください。
- ・帰省や旅行等、県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策(人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等)を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えてください。
- ・体調がすぐれない場合は、外出(飲食店の利用やイベントへの参加等)を控えてください。
- ・外出する場合には、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等、特に、飲食については「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店プラス」認証店をご利用ください。
- ・感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含め、検査を受けてください。
- ・重症化リスクの低い方は自己検査後、オンラインによる確定診断等をご活用ください。

◆陽性者登録及び健康観察

- ・診療・検査医療機関で陽性と診断された場合は、「陽性者登録窓口」に登録し、感染者情報自己登録システム「My HER-SYS(マイハーシス)」で健康状態を報告してください。なお、①65歳以上の方、②入院が必要な方、③重症化リスクがありコロナ治療薬か酸素の投与が必要な方、④妊婦 は医療機関が登録しますので、登録は不要です。ただし、上記①～④の方も「My HER-SYS(マイハーシス)」で健康状態を報告をしてください。

◆療養期間終了後の感染予防行動

- ・有症状者は発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目から療養の解除が可能とされています(無症状者は5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目から解除可能)。また、10日間(無症状者は7日間)が経過するまでは、感染リスクが残ることから、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

◆小中学校・市内公共施設等

- ・小中学校では、原則、感染防止対策を徹底しながら、通常どおり授業、部活動を実施します。なお、陽性者発生時には初期対応(臨時休業等)を徹底します。また、保護者等が登校不安を訴えた場合は出席停止扱いとし、オンラインを活用した学習支援を行います。
- ・市内公共施設では、感染防止対策を講じたうえで、通常どおり開館、開室します。

◆新型コロナワクチン接種

- ・個別医療機関10か所でオミクロン株対応のワクチン接種を実施するなど、引き続き接種機会の確保に努めます。なお、4月以降の事業の実施については、国の方針が決定され次第、ホームページや広報紙でお知らせします。
- ・予約は、インターネット、LINEまたはコールセンター(電話＝050-5577-3712、受付＝午前9時～午後5時)、医療機関への電話で行うことができます。

令和5年2月24日

蕨市新型コロナウイルス感染症対策本部